

地域生活支援拠点等の評価基準について

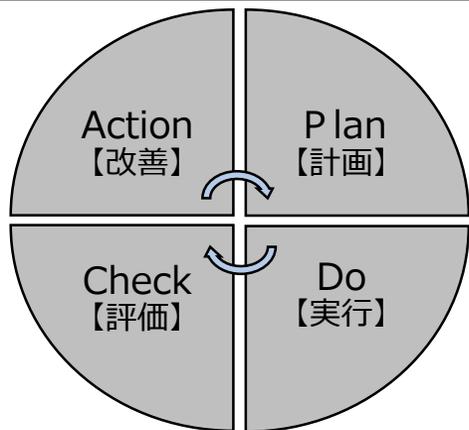
福祉保健部 福祉課

1 今年度以降の取組

計画推進部会が拠点運営機能を持つ

※H30年度第2回協議会より

計画推進部会（船長）が中心となり、拠点をどこに（行き先）、どのような手法で（航路）向かわせるのか、**まずは計画することから**



| | | |
|--------|--------------|--|
| 2019年度 | Plan 計画 | 1 三条市が目標とする障がい児者の生活を支えるサービス提供体制を確認 2 拠点と位置付ける事業所の定義を決める 3 緊急時の定義と確実な受け入れ体制の構築 4 評価基準の設定 |
| | Do 実行 | 5 計画されたものを実行（拠点と位置付ける事業所によるサービス提供） |
| 2020年度 | Check 評価 | 6 評価基準に照らし合わせた振り返り |
| | Action 改善 | 7 機能について改善すべき箇所について検討 8 改善に向けた取組 |

3は現在準備中

2021年度以降は障がい者計画等に合わせ、拠点機能についても3年を1クールとし、PDCAサイクルで運営する

新たな提案（上記1・2・4について）

年1回、中間評価を実施（第6期障がい福祉計画の数値目標となる見込み）

1について 今期障がい者計画における基本理念「共に歩み 共に創り 共に支え合う 地域共生社会の実現」に則り、公助・共助・自助の視点を持ちつつ、誰もが安心して地域生活を送ることができるように、フォーマルサービス、インフォーマルサービスも含め、必要とする人が必要なサービスを公正、公平性・中立性に配慮して受けられるよう、様々な垣根を超えながら取り巻く関係者が知恵を出し合い、三条市独自のサービス提供体制を構築する。

2について 三条市内のすべての事業所を基本的に拠点に位置付け（面的整備の考え）たい。ただし「安易に利用を断らない、もしくは利用が可能になるように事業所内の対応を検討する体制がある」「事業所のサービスの質の向上を目指すことができる」「関係機関と連携し、拠点の機能向上を目指すことができる」ことを条件とする。→来年度、市内事業所を参集し、説明会を実施する。事業所の位置付けについて確認する機会を設ける。

4について 次頁参照

拠点に位置付けられない法人（事業所）には、例えば該当法人が三条市内での施設整備（新規・拡充）を指定権者へ申請する際の、市による意見書の記載においてその旨を記載する等、対応を検討中。

2 評価基準の設定

地域生活支援拠点等の運営にあたり留意すべき点（平成31年3月厚生労働省発「地域生活支援拠点等について（第2版）」より一部抜粋）

※地域生活支援拠点等 = 拠点等

1 拠点等において支援を担う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携

来年度から実施したい（前頁「計画2」より）

- (1) 支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施すること。
- (2) 運営にあたり、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障がい福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障がい者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくこと。

2 拠点等における課題等の活用について

個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要。

3 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握する。そのために拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定める。

4 各制度との連携

障がい福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要。

継続実施する（児童福祉サービスや高齢福祉サービス、生活困窮支援、引きこもり支援等、随時理解のための学習会を協議会内で行う。）

新たな提案（上記2・3について）

2について

相談支援事業所及び関係するサービス提供事業所を参集者とした個別ケース検討会（協議会内の作業部会等を活用）を実施し、課題を抽出する。拠点の運営機能を持つ計画推進部会へ課題を報告し、拠点機能の改善や新たな取組の検討につなげる。

3について

評価表を定める（別紙参照）。3年に1回（計画期間に合わせ）評価及び今後の方針を検討する。